

売却区分番号	1 4 3 - 3		
見 積 価 額	¥370,000	公 売 保 証 金	¥40,000
財 産 の 表 示	1 所在 沖縄県糸満市字照屋御嶽原 地番 1 9 1 番 地目 山林 地積 702 m ² 持分 20 分の 5 以上登記簿による表示		
公 法 上 の 規 制	都市計画区域内 第一種低層住居専用地域 糸満市風景づくり計画（市街地エリア） 埋蔵文化財包蔵地（照屋グスク） 地域森林計画対象民有林 建ぺい率 50% 容積率 100%		
接 道 状 況	接道なし		
地 盤 ・ 地 勢	進入困難なため、不明		
特 記 事 項	境界は判然としない。 対象物件は糸満市の指定する埋蔵文化財包蔵地（照屋グスク）の範囲内のため、土木工事等を行う場合は糸満市教育委員会へ埋蔵文化財の有無についての照会が必要。 普通林区域内であることから、森林法の規定により、森林を伐採する場合は事前に糸満市役所あてに「伐採及び伐採後の造林の届出」の提出が必要。 共有持分の売却であるので、公売により取得したとしても完全な支配権を得たものではない。そのため、その利用等については、他の共有者と協議して決めなければならない。		
住 居 表 示 等	沖縄県糸満市字照屋御嶽原 1 9 1 番		
そ の 他 事 項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留 意 事 項	公売は現況有姿により行うため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 ・公売財産については、あらかじめその現況（権利関係等）及び関係公簿等をご自身で確認して入札してください。なお、国は関係資料を提供できません。 ・図面は、現況と異なる場合があります。 ・公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、国は担保責任等を負いません。 ・国は公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者へ明渡しを求める場合や不動産内にある動産の取扱いなどは、買受人の責任において行うことになります。 ・土地の境界については、買受人が隣接所有者と協議してください。 ・土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 ・公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。なお、国税庁のホームページ（ https://www.nta.go.jp ）でも確認できます。 ・法令等の規定により換価制限（入札後の手続が停止）となる場合があります。 ・公売財産に係る国税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消します（不動産等の最高価申込者等の決定後、売却決定前に公売の基礎となった国税の完納等による消滅の事実を確認したときは、最高価申込者等		

売却区分番号	1 4 3 - 3		
見積価額	¥370,000	公売保証金	¥40,000
	の決定を取り消します。). ・権利移転及び危険負担の移転は、売却決定後買受人が買受代金を納付した時です。 ・権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。 ・次順位の買受けの申込みは、開札の場所で、最高価申込者の決定後直ちに行います。		

売却区分番号

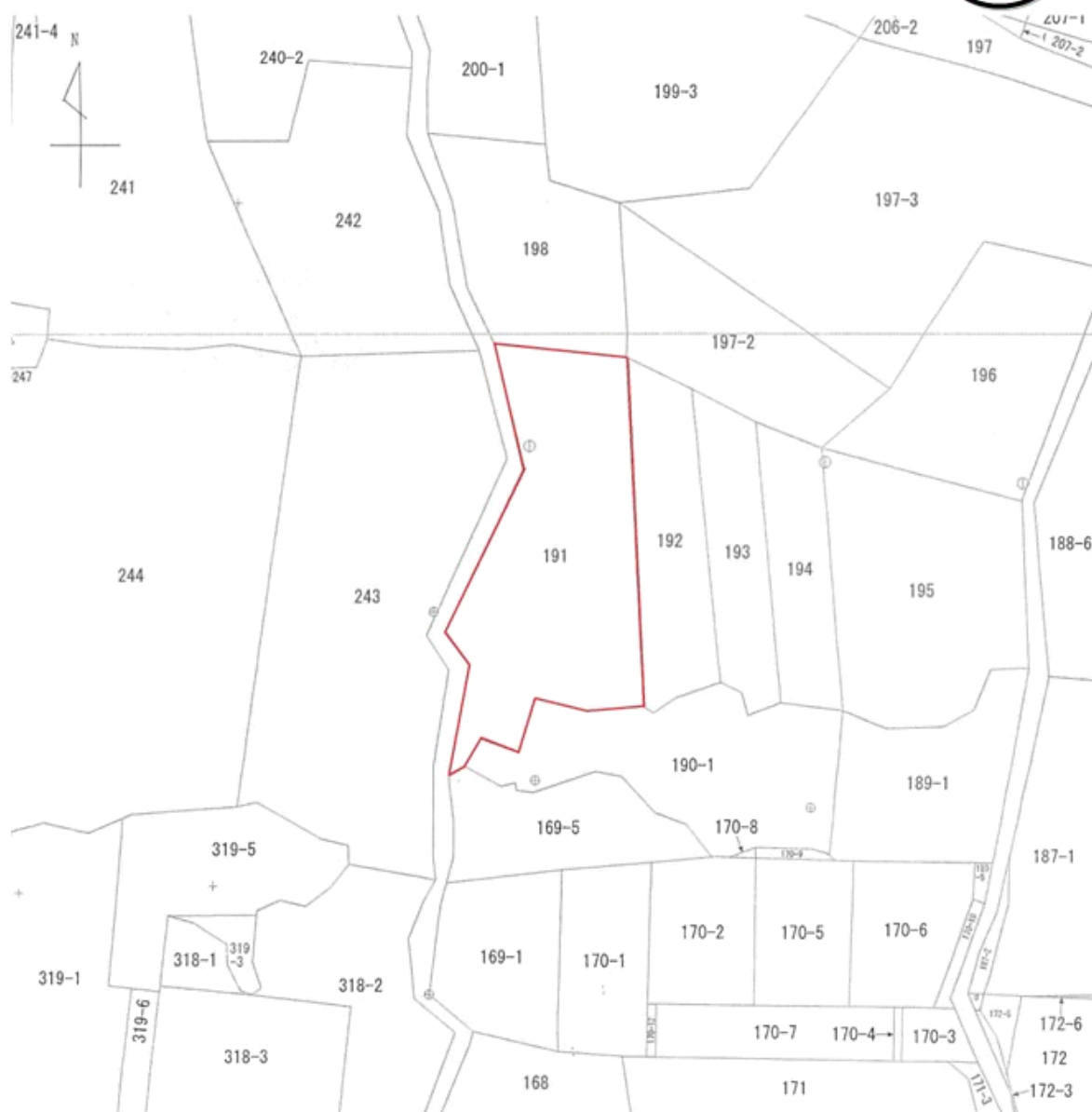
1 4 3 - 3



売却区分番号

1 4 3 - 3

見取図



売却区分番号

143-3

